

市営浄化槽で住みよいまちづくりを！

令和7年4月1日改訂



津市営浄化槽
公式ホームページ

●申請書類・工事について

津市上下水道事業局 下水道工務課
☎ 059-239-1038

●補助金申請・分担金について

津市上下水道管理局 営業課
☎ 059-239-1031

●使用料について

津市上下水道管理局 営業課
☎ 059-237-5805

津市営浄化槽事業とは

この事業は、市民の皆さんが衛生的で快適な生活を営むとともに、河川の水質保全を図るため、市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行い、浄化槽の早期普及と適正な維持管理を確保するものです。

対象区域

本市の区域から、下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域を対象とします。詳しくは、住所を地番までご用意の上、下水道工務課へお問合せください。

対象施設

建売住宅を含む専用住宅、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校及び病院などで、浄化槽で受け入れ可能な排水を排出し、100人槽以下の合併処理浄化槽を設置する建物とします。

新築・転換・帰属の区分

合併処理浄化槽の設置を希望される方は、申請に基づき、市が浄化槽の本体設置工事を行い、維持管理を行います。建物の新築と併せて設置する場合を「**新築**」、リフォーム等と併せて既存の汲み取り便槽又は単独浄化槽を撤去し、設置する場合を「**転換**」とします。既に合併処理浄化槽を設置されている方に対しては、申請により津市が浄化槽を受け入れることで、維持管理を行います。これを「**帰属**」とします。

新 築・転 換

これから新築される方 もしくは現在単独処理浄化槽又はくみ取り便槽のご家庭

■工事の区分

市が行う工事	- 浄化槽本体（ブロウを含む）、流出入管 1m ずつの設置工事 - その他条件により市が必要と認める工事
申請者が行う工事	- 宅内排水設備工事 - 水洗トイレの改造工事、単独処理浄化槽の撤去等（必要な場合） - 排気管の布設（ポンプ槽の設置を伴う場合のみ） - その他、浄化槽設置工事の支障となる構造物の撤去・復旧工事

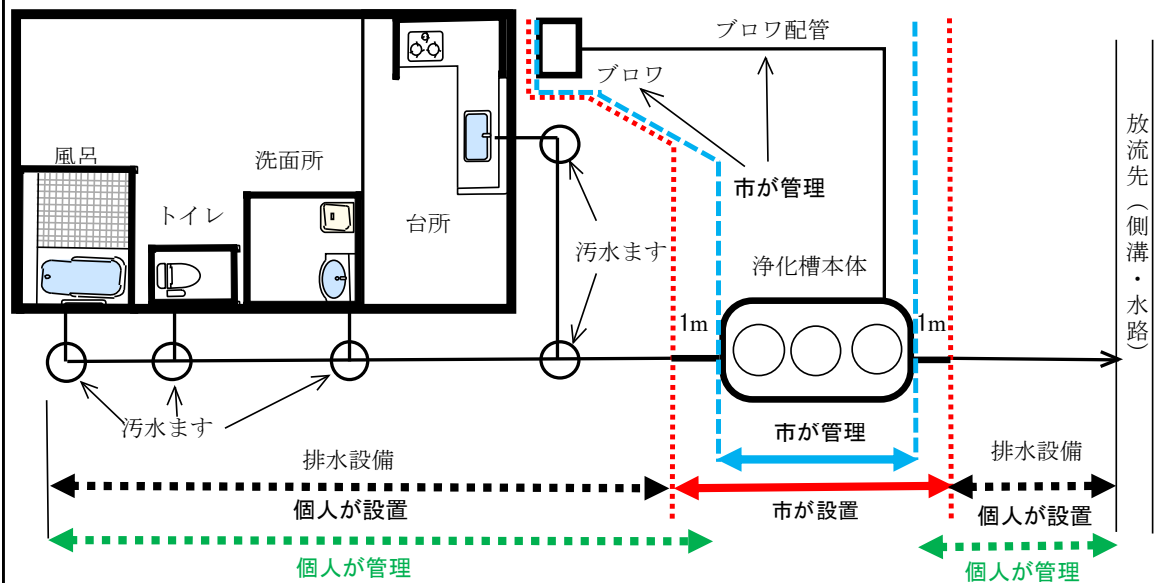
■維持管理費の費用負担区分

使用料に含まれる費用	- 保守点検・清掃・法定検査・薬品補充・消耗品交換に係る費用 - 不具合・劣化などによる修繕費用
申請者が負担する費用 （使用料に含まれない費用）	- ブロウ（送風機）等に係る電気料金 - 保守点検・清掃時等に使用する上下水道料金 - 使用者に起因する修繕・移設・撤去費用

※申請者の都合による市営浄化槽の移設や撤去、人槽の変更等にかかる費用につきましては、申請者負担となります。

○ 市営浄化槽事業の管理区分

市が維持管理を行うのは、浄化槽本体とブロウの部分です。浄化槽までの配管、浄化槽からの配管等は個人で管理する部分です。



■分担金の納付

浄化槽の人槽区分に応じて**分担金を納付**していただきます。（1 回のみ）

人槽区分	分担金の額	家屋の延床面積
5 人槽	88,000 円	130 m ² 以下（※美杉地域は 165 m ² 以下）
7 人槽	108,000 円	130 m ² 超（※美杉地域は 165 m ² 超）
10 人槽	140,000 円	2世帯住宅等

1 1 人槽以上は、上下水道管理局営業課（☎059-239-1031）までお問合せください。

■申し込みから工事完成・使用開始まで

1 設置依頼書提出 設置を希望される方は、設置依頼書を提出していただきます。 2 現地調査 浄化槽が設置できるか、放流先はあるかなどについて、申請者様等と立会のもと、市職員が現地調査を行います。 3 設置申請書・使用水の調査票提出 本申請をもって、市が可否決定通知書を送付します。<u>最終締切は11月中旬。</u> 4 分担金の納付 浄化槽の人槽規模に応じて、分担金を納付していただきます。(1回のみ) 5 浄化槽工事施工業者選定 浄化槽の設置工事業者を市が決定します。 6 排水設備新設等工事申請書提出 宅内排水設備工事の<u>施工前に提出</u>していただきます。 7 工事計画同意書提出 市が発行した計画書に基づき、同意書を提出していただきます。	8 工事の施工 市が浄化槽の設置工事を行います。工事完成検査を行い、申請者に浄化槽の設置が完了したことをお知らせします。 9 排水設備新設等工事完了届提出 浄化槽設置完了後、速やかに宅内排水設備工事を完了していただきます。<u>書類は完了後7日以内</u>に提出してください。 10 宅内排水設備工事の検査 市が宅内排水設備工事の検査を実施し、合格の場合、検査済証を発行します。 11 市営浄化槽使用開始届出書提出 <u>市営浄化槽を使用する前に忘れずに提出</u>してください。 ● 市が委託する事業者が浄化槽の保守点検及び清掃を行います。 ● 県の指定検査機関が年1回の法定検査を行います。 「3 設置申請書の提出」から「8 工事の施工」までは半年程度かかる場合がありますので、早めにご相談ください。
---	---

助成制度をご利用の場合は、上記以外の書類提出が必要です

設置申請書提出時期や人槽等の条件で、次年度以降の工事施工となる場合があります。

詳細は下水道工務課（☎059-239-1038）までお問い合わせください。

■助成制度など

単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換 ア ①単独処理浄化槽撤去費補助 ➡ 120,000円 ②単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用工事費補助 ➡ 90,000円 イ ③くみ取便槽撤去費補助 ➡ 90,000円 ④転換に伴う配管費補助 ➡ 60,000円 (※営利専用住宅建築者は原則、対象外)		融資あっせん制度 転換に伴う宅内排水設備工事、水洗トイレ改造工事、単独処理浄化槽の撤去工事や雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事、及びくみ取便槽撤去工事に要する費用（市が交付する補助金を除く）について、市の指定する金融機関から融資あっせんを受けることができます。 融資限度額 最高100万円 償還期間 最高60カ月 利率 年1%	
非課税世帯の方へ 市県民税非課税世帯の方は、宅内排水設備工事に係る費用の1/10が助成されます。 最高限度額 35,000円		申請される方は、<u>着工前(解体前)</u>に営業課（☎059-239-1031）までご相談ください。	

帰 属

現在、既に合併処理浄化槽を利用しているご家庭

既設の合併処理浄化槽について、申請により市が受け入れ、維持管理を行います。

■ 帰属の条件

帰属の条件等

- ・土地所有者と帰属申請者の同意（公図・登記事項証明書が必要）
- ・申請日以前1年間の保守点検・清掃を適正に実施していること
- ・申請日以前1年間の法定検査結果が不適正でないこと
- ・市職員の現地確認後、浄化槽の全量清掃を実施すること
- ・帰属時、補修が必要な場合は申請者負担にて行うこと

■ 維持管理費の費用負担区分

使用料に含まれる費用

- ・保守点検・清掃・法定検査・薬品補充・消耗品交換に係る費用
- ・不具合・劣化などによる修繕費用

申請者が負担する費用 （使用料に含まれない費用）

- ・ブロワ（送風機）等に係る電気料金
- ・保守点検・清掃時等に使用する上下水道料金
- ・使用者に起因する修繕・移設・撤去費用

■ 帰属申請から使用開始まで

- 1 帰属申請書・同意書の提出 帰属の申請書等を提出していただきます。
- 2 帰属の決定通知 市職員が現地調査・書類審査を行い、可否決定通知を送付します。
- 3 帰属の開始 帰属が決定し、市営浄化槽となった後は・・・
 - 市が委託する保守点検事業者が定期的に保守点検を行います。
 - 市が委託する清掃事業者が浄化槽の清掃を行います。
 - 県の指定検査機関が年1回の法定検査を行います。

使用料について（令和元年10月1日から適用）

市営浄化槽のご利用には、**新築・転換・帰属を問わず使用料が必要です**。市営浄化槽の維持管理に係る費用として、下記のとおり使用料を納付していただきます。

使用料は、基本使用料＋従量使用料で決定します。従量使用料は、水道の使用量に応じて算定します。ただし、水道以外に井戸水等をご使用の場合は、個人設置量水器の指針報告による水量、又は認定水量（1人あたり16㎥／2か月）で算定します。

使用料は、2か月に一度、納入通知書又は口座振替にて納付いただきます。

使用料に関する問合せ先 上下水道管理局 営業課（☎059-237-5805）

基本使用料	1, 672円（2か月あたり）
従量使用料 （消費税込）	1～20 ㎥ ➡ 6. 6円／㎥
	21～60 ㎥ ➡ 161. 7円／㎥
	61～100 ㎥ ➡ 203. 5円／㎥
	101～200 ㎥ ➡ 245. 3円／㎥
	201～1000 ㎥ ➡ 301. 4円／㎥

【参 考】左の計算式によって算定される2か月あたりの使用料（基本使用料込）は以下のとおりです。

水 量	20 ㎥	➡	1, 804円
	40 ㎥	➡	5, 038円
	60 ㎥	➡	8, 272円
	80 ㎥	➡	12, 342円
	120 ㎥	➡	21, 318円